

※ 処理 事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
	確認印				

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

国分寺市長 殿

所在地 <small>(本市が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者氏名	経理責任者 氏名					

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額				
		十億	百万	千	円	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑨の金額)		①				0.0
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)		②				0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③				0.0
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③		④				0.0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤				月
	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥				0.0
この申告により納付すべき市民税額 ④ + ⑥		⑦				0.0

国分寺市内に所在する事務所、事業所又は寮等		国分寺市分の均等 割の税率適用区分 に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間		年 月 日から		
				年 月 日まで		
(特別控除戻取税額等又は 個別帰属特別控除戻取税額等) 課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額	⑨	十億	百万	千	円	
法人税割額	⑩					
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪					
税額控除超過額相当額の加算額	⑫					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬					
外国の法人税等の額の控除額	⑭					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮					
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯					
納付すべき法人税割額 ⑩ - ⑪ + ⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮ - ⑯	⑰					
⑰のうち特別控除戻取税額等又は個別帰属 特別控除戻取税額等に係る法人税割額	⑱					
差引法人税割額 ⑰ - ⑱	⑲					
		区 名	※区 コード	月数	従業者数	均等割額
					人	円
						10.0
						10.0
						10.0
						10.0
						10.0
						10.0
						10.0
						10.0
						10.0

関与税理士 署 名 (電話)

第20号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 3 「※処理事項」の欄は記載しないでください。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って記載します。
- 5 法人番号（13桁）を記載します。
- 6 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度末日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。（かっこ内は除く）
- 7 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。（1）資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。（2）資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
- 8 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。（1）連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）は、地方税法第292条第1項第4号の5ロに定める額。（2）連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）は、地方税法第292条第1項第4号の5ハに定める額。（3）保険業法に規定する相互会社は、政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額。
- 9 「予定申告税額②」の欄は、①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します（令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に係る法人税割額は、前事業年度の法人税割額に3.7を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額となります）。
- 10 「算定期間において事務所等を有していた月数⑤」の欄は、月数を暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
- 11 ⑥の欄の金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
- 12 「国分寺市の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の欄は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。
- 13 「前事業年度の法人税割額の明細」（⑨から⑰までの欄）の欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を記載します。⑰の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑰の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。

[国分寺市の法人市民税率について]

均等割額の税率

資本金等の額による区分	当市の従業者数による区分	税率
1. 1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
2. 1千万円超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
3. 1億円超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
4. 10億円超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
5. 50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円
6. 上記以外の法人等		50,000円

法人税割額の税率

法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以後に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
資本金等の額が1億円未満の法人	12.3%	9.7%	6.0%
資本金等の額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	14.7%	12.1%	8.4%

※法人税割の税率の基準となる「資本金等の額」は、均等割の税率の基準と同じ「資本金等の額」を適用します。

申告等についてのお問い合わせは

〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1
 国分寺市 総務部 課税課 住民税係
 TEL 042(325)0111 内線327・328・329